

**令和6年度 補正予算説明資料
(3月31日専決処分)**



大台町

《目次》

1	補正予算の要旨	・・・・・・・・	3
2	補正予算の規模	・・・・・・・・	3
3	会計別の主な内容	・・・・・・・・	4

《留意事項》

ページ番号は、議会 I C T 推進のための「会議システム」の都合、3 ページから始まります。

1 補正予算の要旨

今回の補正予算は、一般会計において、ふるさと納税経費にかかる繰越明許費に不足が生じる見込みとなったこと、また後期高齢者医療事業特別会計において、保険料に関し過不足が生じたことと、増額される保険料については後期高齢者医療広域連合へ納付する必要があることから所要の措置を講じるものです。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,600,049	—	8,600,049	—
特別 会計	国民健康保険事業特別会計	1,189,660	—	1,189,660	—
	介護保険事業特別会計	1,747,896	—	1,747,896	—
	後期高齢者医療事業特別会計	358,502	10,604	369,106	3.0
	小計	3,296,058	10,604	3,306,662	0.3
企業 会計	水道事業会計	868,595	—	868,595	—
	生活排水処理事業会計	527,448	—	527,448	—
	小計	1,396,043	—	1,396,043	—
合計		13,292,150	10,604	13,302,754	0.1

※水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■繰越明許費の補正

(1) ふるさと納税経費 5, 6 7 3 千円

一部の返礼品発送に遅延が発生しているため。

後期高齢者医療事業特別会計

■歳入

(1) 保険料 1 0, 6 0 4 千円

現年度分特別徴収保険料 7, 320 千円を減額する一方、現年度分普通徴収保険料 17, 924 千円を増額し、後期高齢者医療保険料として 10, 604 千円を増額補正します。

■歳出

(1) 後期高齢者医療広域連合費【項：後期高齢者医療広域連合費】 1 0, 6 0 4 千円

後期高齢者医療広域連合費において、後期高齢者医療広域連合に納める保険料等納付金 10, 604 千円を増額補正します。